

秋田県告示第102号

秋田県立野球場条例（昭和47年秋田県条例第25号）第11条第2項の規定により、次のとおり秋田県立野球場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立野球場の利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年2月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

第1 グラウンド利用料金

区 分			利用料金の額		
			1時間につき	午前8時から 午後6時まで	1日につき
入場料を徴 収しない場 合	アマチュアスポ ーツに使用する とき	中学校生徒及び小学校児童	660円	5,250円	7,220円
		大学及び高等専門学校の学生並び に高等学校生徒	1,960円	15,640円	21,510円
		一般	2,780円	22,180円	30,490円
	その他の催物に 使用するとき	平日	6,150円	55,270円	73,700円
		土曜日・日曜日・休日	8,560円	77,010円	102,680円
入場料を徴 収する場合	アマチュアスポ ーツに使用する とき	中学校生徒及び小学校児童	1,990円	19,900円	25,870円
		大学及び高等専門学校の学生並び に高等学校生徒	5,900円	59,000円	76,700円
		一般	8,320円	83,150円	108,090円
	その他の催物に 使用するとき	営利を目的としない催物であるとき	1日につき1日の入場料の最高額の150人分に 相当する額(その額が221,920円に満たない場 合は、221,920円)		
		営利を目的とする催物であるとき	1日につき1日の入場料の最高額の150人分に 相当する額(その額が277,100円に満たない場 合は、277,100円)		

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算した利用料金を徴収する。
- 2 この表において「1日」とは、午前8時から午後9時までをいう。
- 3 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義でするかを問わず、野球場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 4 この表における「中学校生徒及び小学校児童」及び「大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。

第2 附属施設・設備利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額
会議室		1時間につき	650円
報道用放送室		1室1時間につき	1,700円
放送設備		1時間につき	380円
温水シャワー		1室1時間につき	340円
スコアボード		1時間につき	1,140円
夜間照明設備	アマチュアスポーツに使用 するとき	全灯使用	18,420円
		3分の1減灯使用	12,290円
		3分の2減灯使用	6,150円
	その他の催物に使用するとき	全灯使用	147,250円
		3分の1減灯使用	73,630円
		3分の2減灯使用	36,820円
バッティンググージ		1台1時間につき	430円
審判用具一式		1試合につき	430円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算した利用料金を徴収する。

第3 広告表示用設備利用料金

区 分	利用料金の額 (1平方メートルにつき1年)
-----	-----------------------

内野席前部フェンス	16,880円
外野席前部フェンス	21,080円

備考

- 1 使用期間が1年未満であるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算した利用料金を徴収する。
- 2 利用料金の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

第4 野球場の施設（第1から第3までに規定するものを除く。）の利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
建物の使用に係るもの	1平方メートルにつき1年	1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の8.8を乗じて得た額

備考

- 1 使用面積が1平方メートル未満であるとき又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 使用期間が1年未満であるとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については月割をもって計算する。ただし、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については日割をもって計算する。
- 3 利用料金の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 4 この表（備考5を除く。）の規定により計算した額が100円に満たないときにおける利用料金の額は、100円とする。
- 5 電気、ガス、水道その他の費用が生じるときは、この表の規定による利用料金のほかに、実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を徴収する。